

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 共生社会の実現に向けた地域との連携

国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、「地域共生社会の実現」を掲げています。地域住民をはじめ地域の多様な主体が地域のさまざまな課題の解決に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指していくことが求められています。

障害のある人の地域生活支援拠点づくりは、まさにこの一環として目指す必要があり、地域共生社会の理念や目指すところについて、普及啓発するとともに、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、地域団体、企業等が一体となった地域生活支援拠点を目指します。

#### (2) 県・近隣自治体との連携

計画の推進に当たっては、サービスの調整をはじめサービス提供基盤整備、人材の養成・確保、就労支援等、広域的な調整・対応が必要です。

そのため、橋本市、九度山町、高野町等との連携を進めるとともに、障害福祉サービスに関わる人材の養成や就労機会の拡充、精神科病院退院者の支援、難病患者への支援など、広域的な課題にも適切に対応できるよう、和歌山県や橋本保健所との連携強化を図ります。

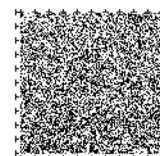
#### (3) 庁内連携の推進

本計画は、障害のある人が施設から地域生活への移行支援、就労支援等、福祉分野をはじめ、保健、医療、人権、雇用、教育、住宅、交通など多様な分野との連携の下、総合的に取り組むことが必要です。

そのため、本計画の推進に当たっては、庁内関係各課と連携し、全庁が一体となって各種施策・事業を推進します。

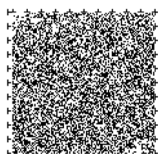
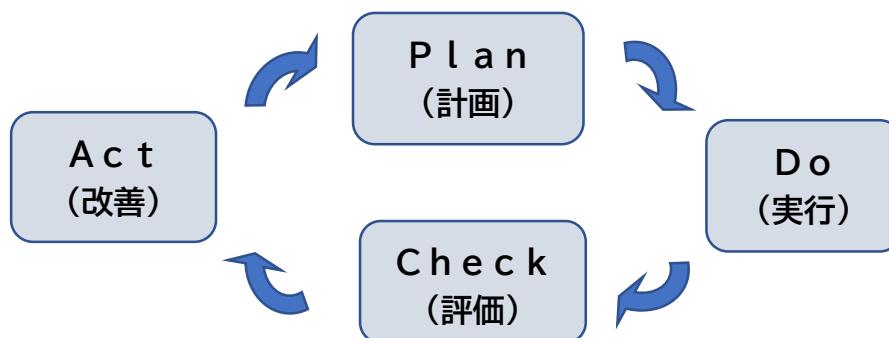
#### (4) 制度やサービスに関する情報の発信

各種福祉制度や障害福祉サービス、障害児通所支援等の円滑な利用に向け、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病患者等も含め、利用可能な制度・サービスについて様々な情報媒体を活用して周知に努めます。また、関係部局との連携を通じて、障害のある人の特性に応じた情報の提供や意思疎通が可能な環境を整備します。



## 2. 計画の点検・評価

計画内容を着実に実行するために、庁内関係部局を含めて、この計画の進捗状況を点検・評価するとともに、障害者福祉を巡る状況の変化に加味して、より適正な進捗が図られるよう施策・事業の見直し、調整を行います。



第7期かつらぎ町障害福祉計画及び  
第3期かつらぎ町障害児福祉計画

---

令和 6年 3月

発行 和歌山県伊都郡かつらぎ町

編集 かつらぎ町住民福祉課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

電 話： 0736-22-0300（代表）

F A X： 0736-22-6432

---

